平成２８年（フ）第５９号
岐阜県中津川市高山2145番地29
破産者　森　　美幸
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１４３号
北九州市門司区老松町７番19号
破産者　吉田　えり（旧姓杉本）
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６１号
長崎県長崎市新中川町10番14号
破産者　入江　政春
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
福岡県太宰府市朱雀１丁目１番13―701号
破産者　古賀　礼佳
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒300番地２
リバティハウスＡ106号
破産者　神吉　真一
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４９１号
福岡県糸島市長野1532番地、前住所福岡市東区高美台２丁目50番５―204号
破産者　大山　大輔
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５８０号
福岡市博多区千代５丁目13番11―202号
破産者　木元　理沙（旧姓天野）
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５９８号
福岡市博多区博多駅前４丁目28番８―401号
破産者　岡田　克幸
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６１２号
福岡市南区的場１丁目21番５―305号、前住所福岡市東区香椎駅東２丁目２番18―101号
破産者　田中　大万
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６４６号
旧住所　福岡市城南区梅林２丁目26番23号
破産者　川原　秀一
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５２号
青森県つがる市車力町屏風山１番地21
破産者　吉井　和子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
福岡市早良区室住団地38番506号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区下山門２丁目４番３―305号
破産者　石井　幸代
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３００号
福岡県福津市中央１丁目16番６―604号
破産者　永田　貴久
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５９０号
福岡市城南区樋井川２丁目６番39―202号
ＣＯＣＯハイツ樋井川
破産者　甲斐田美紀
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６４３号
福岡市西区周船寺３丁目５番４―102号、前住所福岡県糸島市潤１丁目７番８号201
破産者　岡崎　勝利
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６４５号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目16番20―505号
破産者　出光　良二
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６６号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目６番12号
コーポジュエルＡ３号
破産者　椎葉今朝義
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６９０号
福岡市東区馬出４丁目１番55号
破産者　飯田　高稔
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６９１号
福岡市東区馬出４丁目１番55号
破産者　飯田　徳惠
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部